

様式第2号(裏面)

記載要領

- ①有料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び有料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「無料職業紹介事業計画書」及び「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
②無料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び無料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」及び「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
③特別の法人が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」及び「無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
- 職業紹介事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。
- 1欄には、有料・無料職業紹介事業の有効期間の更新申請の場合及び有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合に記載すること。
- 3の①及び③欄には、職業安定法第32条の12(同法第33条第4項及び法第33条の3第2項において準用する場合を含む。)に規定する取扱職種の範囲等を定めた場合のみ、その範囲を記載すること。
- 3の②及び⑤欄には、新規申請時には当該事業所に係る当該年度の3月末における有効求職者の見込数を、更新申請時には直前年度の職業紹介事業報告に記載された有効求職者数を記載すること。
- 5欄には、個人事業の場合のみ、直前の納税期末日における全ての資産等の状況について記載すること。

様式第3号(表面)

(日本産業規格A列4)

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 令和5年7月26日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) かぶしがいいしや ゆありそーす

株式会社ユアリソース

②届出者氏名 だいひょうとりしまりやく やまだ こうじ 代表取締役 山田 耕治

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	11-ユ- 301178
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしがいいしや ゆありそーす 株式会社 ユアリソース
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒360-0036 電話 048(580)4203
	さいたまけん くまがやし さくらぎらう 埼玉県熊谷市桜木町1-122
⑥適用開始・変更予定日	5. 11. 1 5年 10月 1日
⑦届出・変更届出内容	別表のとおり
⑧備 考	株式会社 ユアリソース に適用する 椿原 浩之 部長 (TEL) 048-580-4203



様式第3号（裏面）

記載要領

- 1 届出制手数料の届出をする場合には、表題中の「届出制手数料変更届出書」の文字を抹消すること。また、届出制手数料の変更の届出をする場合は、表題中の「届出制手数料届出書」の文字を抹消すること。
- 2 ①欄には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 3 ②欄には、届出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 4 ③欄は、有料職業紹介事業許可申請書と併せて提出する場合には、空欄とすること。
- 5 ⑤欄には、届出者の住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。
- 6 ⑥欄には、職業安定法第32条の3第1項第2号に掲げる手数料を適用又は変更する年月日を記入すること。
- 7 ⑦欄の届出・変更届出内容については、別に料金表（様式例第3号参照）に記載して添付してもよいこと。
なお、複数の事業所でそれぞれ異なる手数料表に基づき徴収する場合は事業所毎に別紙により添付すること。
- 8 複数の事業所で同一の手数料表に基づき徴収する場合は、⑧備考欄に同一の手数料表の事業所名を記載すれば足りる。
- 9 ⑧備考欄には担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

手数料表

様式第3号(裏面)

記載要領

- 届出制手数料の届出をする場合には、表題中の「届出制手数料変更届出書」の文字を抹消すること。また、届出制手数料の変更の届出をする場合は、表題中の「届出制手数料届出書」の文字を抹消すること。
- ①欄には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- ②欄には、届出者の氏名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記載すること。
- ③欄は、有料職業紹介事業許可申請書と併せて提出する場合には、空欄とすること。
- ⑤欄には、届出者の住所(法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地)を記載すること。
- ⑥欄には、職業安定法第32条の3第1項第2号に掲げる手数料を適用又は変更する年月日を記入すること。
- ⑦欄の届出・変更届出内容については、別に料金表(様式例第3号参照)に記載して添付してもよいこと。
なお、複数の事業所でそれぞれ異なる手数料表に基づき徴収する場合は事業所毎に別紙により添付すること。
- 複数の事業所で同一の手数料表に基づき徴収する場合は、⑧備考欄に同一の手数料表の事業所名を記載すれば足りる。
- ⑧備考欄には担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40 % (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

11-ユ-301178

事業所の名称及び所在地

株式会社 ユアリソース

埼玉県熊谷市桜木町 1-122 菊好ビル 1 階